

住民税非課税世帯などが対象

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに価格高騰緊急支援給付金を支給します。

●対象世帯 住民税非課税世帯（令和5年6月1日において市内に住所を有する方で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯）

※住民税均等割が非課税である方には、住民税均等割が免除されている方も含む。
※令和4年の所得が未申告の方は、令和5年1月1日に在住した市区町村で収入の申告が必要となります。

●支給額 1世帯3万円

●申請方法 申請書が届いた方は内容を確認の上、市役所1階社会福祉課に申請ください。

※振り込みの通知が届いた方は申請不要です。

●申請期限 11月30日（木）
●給付方法 原則、市に登録

のある口座に振り込みます。

※今回申請した方は、申請時に登録した口座に振り込みます。

◎詳細は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 社会福祉課（☎320201）

ホームページはこちら



@soma_city

【友だち登録方法】

LINEアプリ内の友だち検索でID検索を行う、またはQRコードを読み込む。

◎市政情報のほか、緊急情報（災害、防犯情報など）などを随時発信しています。

指定難病医療費・ 小児慢性特定疾病医療費対象の方へ 見舞金を支給します

市は、8月1日現在で市内に住所を有する次の対象患者または保護者の方に見舞金を支給します。
※令和4年度に申請した方には、7月下旬に申請書類を送付しました。

●対象者 次のいずれかに該当する方

▽指定難病医療費受給者証を所持している方

▽小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している方

▽じん臓機能障害による慢性透析療法を受けている方

▽特定疾患医療受給者証を所持している方

▽先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を所持している方

▽遷延性意識障害により受療中の方

●見舞金額 2万円
※金融機関の口座に振り込みます。

●申請場所 市役所1階社会福祉課

●申請期間 8月1日（火）～8月10日（木）

※土・日曜日を除く。

●持参物
▽特定疾患等患者であること
を証明できる受給者証または認定証

▽申請者または保護者名義の通帳

※受給者証の保護者欄に記載されている方以外の保護者を受取人とする場合は対象者との関係が分かるもの（住民票など）。

▽じん臓機能障害による慢性透析療法を受けている方の場合は身体障害者手帳と各医療保険者が発行している特定疾病療養受療証

●申請・問い合わせ先 社会福祉課（☎372109）

●詳細は問い合わせください。

●申請・問い合わせ先 社会福祉課（☎372109）

混ぜないでください

ガス缶などの混入が ごみ収集車の火災の 原因になります

ガス缶・スプレー缶・ライターがほかのごみと混ざるとごみ収集車の火災の原因になる場合がありますので、次の点を守り「燃やさないごみ」の日に出してください。

●注意事項

▽ほかのごみと混入しない

▽指定袋ではない透明・半透明の袋に入れる

▽穴を開けない

▽中身を使い切る

●問い合わせ先 生活環境課（☎372143）



ルールを守って
ゴミを出しましょう

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届を提出ください

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、現況届（所得状況届）を市役所1階こども家庭課に提出ください。届出期間内に提出しないと、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

※令和5年1月2日以後に、本市に転入した同居親族がいる場合は、その方のマイナンバーの提示が必要です。
※児童扶養手当の一部手続きは、ぴったりサービスでも行えます。

児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

- 対象者 次のいずれかの要件に該当する児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父または養育者
- ▽父母が婚姻を解消した児童
- ▽父または母が死亡した児童
- ▽父または母が一定の障がいの状態にある児童
- ▽父または母の生死が不明である児童

ひとり親家庭医療費

助成の登録

ひとり親家庭医療費助成制度は、母子・父子家庭の親の医療費の一部を助成するものです。事前に登録が必要のため、該当する方は登録手続きをしてください。

- 留意事項 必要書類は該当事由によって異なるため、事前に問い合わせください。
- 問い合わせ先 こども家庭課（☎372204）

ホームページはこちら



ひとり親家庭医療費助成

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を随時受け付けています

- 対象者 20歳未満の中度または重度の障がいのある児童を監護している父もしくは母、または養育者
- 届出期間 8月14日（月）～9月11日（月）
※土・日曜日を除く。

両制度に新たに該当となる方は、随時申請を受け付けていますので相談ください。

- 問い合わせ先 こども家庭課（☎372204）



- 必要書類
- ▽受給者と児童の健康保険証
- ▽振り込み金融機関の通帳
- 受付期間
- ▽新規登録の方⇨随時
- ▽適用は申請の翌月からです。
- ▽更新登録の方⇨8月31日（木）まで

YouTube 相馬市チャンネル で動画など公開中!!



QRコードからご覧ください

令和5年度 個人事業税の納付

個人事業税は、県内に事務所、事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法律で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。

令和4年の所得について課税となる方には、令和4年度個人事業税の納税通知書を8月10日に発送しますので、納期限までに納付をお願いいたします。

- 納期限 8月31日（木）
- 留意事項
- ▽課税額が1万円を超える場合は、8月と11月の2回に分けて納付となります。
- ▽所得税の確定申告時期などによって、納税通知書の発付時期が遅れることがあります。
- 問い合わせ先 県相双地方振興局（☎261126）

参加者募集

農作物の鳥獣被害予防と 狩猟免許取得希望者向け勉強会

市は、東日本大震災以降増加したイノシシなどによる農作物被害を減らすために、電気柵の設置補助や鳥獣被害対策実施隊と連携した有害鳥獣捕獲を推進しています。

その一環として農作物被害を予防する手法や狩猟免許の取得方法を学ぶ勉強会を開催します。農作物被害にお悩みの方、狩猟に興味のある方はぜひ参加ください。

●日時 9月13日(水) 18時

～19時

●場所 市民会館和室

●参加費 無料

●内容 ▽市の農作物の鳥獣被害▽鳥獣被害対策方法▽狩猟免許取得までの流れ

※6月23日に開催した勉強会と同じ内容です。

●申し込み方法 農林水産課に電話で申し込みください。

●申込期限 9月12日(火)

●申込・問い合わせ先 農林水産課(☎372151)

相馬市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

任期満了に伴う相馬市議会議員一般選挙は11月5日告示、11月12日投開票の日程で行われます。

選挙執行に当たり、立候補届け出の手続きや選挙運動の方法などに関する説明会を開催しますので、立候補を予定する方は必ず参加ください。

なお、立候補予定者1人につき2人まで出席することができます。

●日時 10月2日(月) 13時30分

●場所 市役所3階正庁

●問い合わせ先

選挙管理委員会事務局(☎37-2192)

有害鳥獣対策として電気柵 設置を補助します

市は、有害鳥獣による農作物被害対策のため、電気柵および付帯設備の施設整備費に對して補助金を予算の範囲内で交付します。

●対象者 市内に住所を有し、現に農業を営んでいる方

●対象事業 現に農作物などを育成している市内の農地または施設に電気柵および付帯設備を新築または増設する事業

※市場へ販売している農作物などに限る。

※家庭菜園、施設整備費の合計が3万円未満の事業は対象外。

※設置労務費や修繕費などは対象外。

●補助額 施設整備費の2分の1の額(千円未満の端数切り捨て)

※上限15万円。

※補助額が15万円に達しない場合は、次年度以降15万円に達するまで補助金交付申請が可能。15万円に達した年度も、最後に申請した年度の翌年度から5年経過した際は、新たに申請が

可能です。

●必要書類
▽市農作物等有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書

▽施設整備を行う農地などの所在位置図

▽施設整備費を証する書類(見積書)

申請書は市役所2階農林水産課で配布するほか、ホームページからダウンロードできます。

●留意事項
▽補助金交付決定前に購入した場合、補助金交付申請・交付決定前に電気柵を購入しないでください。

▽補助金の振り込みは完了報告審査後となります。先払いはできませんので了承ください。

●問い合わせ先 農林水産課(☎372151)

ホームページはこちら

電気柵設置補助

QRコード

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

●地域座談会 「地域計画」は、各地区で座談会を開催し、地域の関係者との話し合いを通して作成します。

※座談会の日程は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 農林水産課(☎372147)

ホームページはこちら

地域計画

QRコード

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

●地域座談会 「地域計画」は、各地区で座談会を開催し、地域の関係者との話し合いを通して作成します。

※座談会の日程は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 農林水産課(☎372147)

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

地域計画

QRコード

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

●地域座談会 「地域計画」は、各地区で座談会を開催し、地域の関係者との話し合いを通して作成します。

※座談会の日程は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 農林水産課(☎372147)

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

地域計画

QRコード

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

●地域座談会 「地域計画」は、各地区で座談会を開催し、地域の関係者との話し合いを通して作成します。

※座談会の日程は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 農林水産課(☎372147)

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

地域計画

QRコード

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

●地域座談会 「地域計画」は、各地区で座談会を開催し、地域の関係者との話し合いを通して作成します。

※座談会の日程は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 農林水産課(☎372147)

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

地域計画

QRコード

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

●地域座談会 「地域計画」は、各地区で座談会を開催し、地域の関係者との話し合いを通して作成します。

※座談会の日程は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 農林水産課(☎372147)

ホームページはこちら

農地利用に関する「地域計画」座談会

市は、地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、令和7年3月31日までに将来の農地利用に関する「地域計画」を作成します。

●会場 市街化区域などを除いた市内全ての区域(全35地区)

※原則大字単位で作成し、一部は集落単位で作成。

お墓参りでの

火の取り扱いに注意ください

お墓参りは先祖を供養する上で大切なことですが、火を使うことが多く、市内でも5月に墓地からの火災が発生しています。お墓参りには次の点に注意ください。

●注意事項

- ▽ろうそくや線香の火を点けたまま帰らない。
- ▽ろうそくや線香などから供物や供花を十分に離す。
- ▽風の強い日は線香に火を点けない。
- ▽着火物に、新聞紙などの飛散しやすい紙類を使用しない。
- ▽お墓参りで出たごみは、指

定された集積所に捨てる。
▽ごみと一緒に、火の点いたままの線香やろうそくを捨けない。

◎一人一人の心掛けで、火災は減らすことができます。安全・安心なお墓参りをしましょう。

●問い合わせ先 地域防災対策室 (☎372121)



8月23日(水) 11時

防災行政無線 情報伝達訓練の実施

●放送内容

- ①上りチャイム音
- ②「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し放送)
- ③「こちらは、防災そうま広報です」
- ④下りチャイム音

◎情報伝達訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)からの情報が防災行政無線で正常に受信できるか確認するために行うもので、全国一斉に行われます。

●問い合わせ先 地域防災対策室 (☎37-2121)

Out of KidZania in ふくしま 相双 2023

ホームページ
はこちら



県相双地方振興局は、小学生を対象に、地元企業などの職業体験ができる行事を開催します。

●日時 9月30日(土) 10月1日(日)

※10時～16時。

●会場 福島ロボットテストフィールド(南相馬市原町区萱浜字新赤沼83) ほか

●対象 小学1年生～中学3年生

●参加料 500円

●応募方法 ホームページから応募ください。

●応募期間 8月1日(火)～8月7日(月)

※ロボットの実演や操作体験ができるイノベコナーは応募なしで参加可能です。

◎詳細は問い合わせ先またはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 県相双地方振興局 (☎261142)

おしごと相談会

ふくしま生活・就職応援センターは、求職や今の職場での不安など、就職・仕事に関わる悩みを抱えている方を対象に、キャリアコンサルタントによる相談会を開催します。

ぜひ相談ください。

●日時 8月23日(水)
13時30分～15時30分
●場所 千客万来館研修室
※予約が必要です。

●申込・問い合わせ先 ふくしま生活・就職応援センター南相馬事務所(☎23-1239)

受講生募集

シニアのスマートフォン教室 入門編

そうま広域シルバー人材センターは、60歳以上の方を対象に、スマートフォンの知識や簡単な操作などを学べるセミナーを開催します。
ぜひ受講ください。

●日時 8月25日(金) 13時30分～16時

●会場 そうま広域シルバー人材センター(中村一丁目5-4)

●対象 市内在住で60歳以上の方

●申込期限 8月14日(月)
●定員 10人程度
●受講料 無料
●申込・問い合わせ先 そうま広域シルバー人材センター (☎361283)



8月は食品衛生月間です

夏は食中毒に注意!

食中毒は毎日食べている家庭の食事でも発生します。

特に夏は気温が高く、細菌が増えやすいため、食中毒が起きやすくなります。

食中毒の中には、重症化して命に関わるものもありますので、食中毒予防の3原則を実行し、夏を元気に乗り切りましょう。

●食中毒予防の3原則

- ▽菌をつけない!!こまめな手洗い、器具を清潔に保つ
- ▽菌を増やさない!!低温で保存する、調理したらずくに食べる
- ▽菌をやっつける!!中心部まで十分に加熱する



まな板汚れチエック

希望の方に家庭のまな板汚れチエック(ATPふき取り検査)を実施します。

●日時 8月1日(火)～8月31日(木) 10時～15時

※土・日曜日、祝日を除く。

●場所 県相双保健所(南相馬市原町区錦町1-30)

●申し込み方法 電話で申し込みください。

※先着順、受け付け数に限りがあります。

◎詳細は問い合わせください。

●申込・問い合わせ先 県相双保健所(☎2613358)



@soma_city

相馬市公式ツイッターです。
随時、市からのお知らせをお伝えしています。

骨太けんこう体操 体験教室

健康寿命の延伸を目的とした体操を体験してみませんか?健康ミニ講話や体を動かすレクリエーションも行います。動きやすい服装で参加ください。

●開催日

▽8月21日(月)

▽9月19日(火)

●時間 14時～15時30分

●場所 総合福祉センター(はまなす館)

●問い合わせ先 市社会福祉協議会(☎36-5033)

参加者募集

認知症カフェ

出張!玉野公民館

●開催日 8月14日(月)

※送迎希望の方は前日までに申し込みください。

●時間 10時30分～11時30分

●場所 玉野公民館

オレンジカフェ はまなす館

●開催日 ▽8月9日(水)

▽8月16日(水) ▽8月22日(火)

※毎月第3水曜日は男性も参加しやすい内容となっております。

●時間 14時～15時30分

●場所 総合福祉センター(はまなす館)

出張!磯部公民館

●開催日 8月24日(木)

※送迎希望の方は前日までに申し込みください。

●時間 14時～15時

●場所 磯部公民館

●問い合わせ先 市社会福祉協議会(☎365033)

今と未来の プラットフォーム 2023 学習会

2023学習会



ホームページ
はこちらから

家族農林漁業プラットフォーム
フォーム・ふくしま浜通りは、
今とこれからの食と農に触れ
合うイベントを開催します。
ぜひ参加ください。

●日時 9月2日(土) 10時～14時(予定)

●会場 Cafe野馬土(石上字南白髭320)

●参加料 無料

※一部コーナーは有料。

●内容 ▽映画「希望の給食」
無料上映▽有機米でおむすび
づくり▽地域食材の料理試食
など

●留意事項 来場予約の上で
当日参加した方に特典を贈呈
します。

◎詳細は問い合わせ先または
ホームページを確認ください。

●問い合わせ先 NPO法人

野馬土(☎268437)

新地発電所見学会

- 日時
 - ① 8月13日(日)
 - ▽10時30分～11時30分
 - ▽13時30分～14時30分
 - ▽14時45分～15時45分
 - ② 8月15日(火)
 - ▽10時30分～11時
 - ▽11時15分～11時45分
 - ▽13時30分～14時
 - ▽14時15分～14時45分
 - 見学場所
 - ① 新地発電所構内、相馬港5号ふ頭
 - ※バスの中から見学。
 - ② 新地発電所建屋内のタービンフロア、中央制御室
 - ※徒歩での見学。
 - 定員
 - ① 各20人
 - ② 各2組
 - ※②は1組4人まで。
- ※定員になり次第受け付け終了。

 **すくすく soma**

facebook アカウント
@sukusuku.soma



子育てや教育などの
情報を中心に発信中。

- 対象
 - ① どなたでも参加できます。
 - ※小学生以下の方は保護者が同伴ください。
 - ② 小学生以上
- 参加費 無料
- 申し込み方法 電話または直
接来館の上で申し込みください。
- ※先着順。
- 申込・問い合わせ先 相馬
共同火力発電株式会社新地発
電所内わくわくランド(☎
624722)
- ▽開館時間 10時～16時
- ▽休館日 毎週月曜日(月曜
日が祝日の場合は翌平日)

相馬方部衛生組合

行政職職員募集

- 相馬方部衛生組合は、次の
とおり職員を募集します。
- 募集職種 行政職(大学卒
業程度)
 - 受験資格 昭和63年4月2
日以降に生まれた方で大学
(短大を除く)以上を卒業ま
たは令和6年3月までに卒業
見込みの方
 - 採用予定人数 1人
 - 受付場所 市役所1階相馬
方部衛生組合事務局
 - 試験日・場所
 - ▽1次試験 9月3日(日)
 - 中央公民館1階会議室
 - ▽2次試験 11月上旬実施予
定
 - ※試験会場は別途通知。
 - 受験手続き 試験申込書な
どに必要な事項を記入の上、必
要書類を添えて市役所1階相
馬方部衛生組合事務局に持参
- または郵送ください。
- ◎郵送により受験案内などを
請求する場合は、封筒の表に
「採用試験申込用紙請求(行
政職)」と朱書きし、120円切
手を貼付した宛先明記の返信
用封筒(角形2号)を必ず同
封ください。
 - ※受験案内および試験申込書
などは、相馬方部衛生組
合事務局で配布するほか
ホームページからもダウン
ロードできます。
 - 受付期限 8月22日(火)
 - ※郵送の場合、必着。
 - 留意事項 試験の詳細は、
受験案内を確認、または問い
合わせください。
 - 申込・問い合わせ先 相馬
方部衛生組合事務局総務課
(☎354124)
 - 〒976-8601 中村字
北町63-3 (相馬市役所1
階)

ホームページは
こちらから



市内20ルート おでかけミニバス運行中!!



市は、65歳以上の方の買い物支援と中心市街地活性化を目的
として「おでかけミニバス」を運行しています。

- 各商店街で乗り降りできるので、買い物に便利です。
- ※年齢が確認できるもの(介護保険証など)を持参ください。
- ※運行表は市役所1階御仕法通りや各公民館で配布するほか、
ホームページからもダウンロードできます。

◎詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先 企画政策課(☎37-2132)

